

## 新旧対照表〔2024年12月1日実施〕

### ■ 東電ガスとくとくガスプラン for au トリプルセットポイントで割引規約

改定前（旧）	改定後（新）
<b>トリプルセットポイントで割引規約（東電ガス for au）</b>	<b>でんき・ガスセット割規約（東電ガス for au）</b>
<p>第1条（本規約の適用）  au エネルギー＆ライフ株式会社（以下「当社」といいます。）はこの<b>トリプルセットポイントで割引規約（東電ガス for au）</b>（以下「本規約」といいます。）に基づき、<b>トリプルセットポイントで割引（東電ガス for au）</b>（以下「本施策」といいます。）を実施します。  （略）</p>	<p>第1条（本規約の適用）  au エネルギー＆ライフ株式会社（以下「当社」といいます。）はこの<b>でんき・ガスセット割規約（東電ガス for au）</b>（以下「本規約」といいます。）に基づき、<b>でんき・ガスセット割（東電ガス for au）</b>（以下「本施策」といいます。）を実施します。  （略）</p>
<p>第2条（本施策の内容）  本施策は、東電ガスとくとくガスプラン for au サービス（東電 E P の定める「ガス需給約款」及び「東電ガスとくとくガスプラン for au（主契約料金表）」に基づき、当社または KDDI 等の顧客向けに提供されるガスの供給及びガス料金の KDDI 等による立替払い等のサービスをいいます。以下「ガスサービス」といいます。）の契約者（以下「ガスサービス契約者」といいます。）に適用します。ガスサービス契約者が、ガスサービスに加え、au でんきサービス（au でんき約款に基づき、当社または KDDI 等の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）またはでんきサービス（でんき約款に基づき、当社または KDDI 等の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）もご利用の場合に、当社が、本規約<b>及びポイント規約</b>に定めるところに従い、<b>Ponta ポイント</b>（以下「本ポイント」といいます。）を付与することをその内容とします。</p>	<p>第2条（本施策の内容）  本施策は、東電ガスとくとくガスプラン for au サービス（東電 E P の定める「ガス需給約款」及び「東電ガスとくとくガスプラン for au（主契約料金表）」に基づき、当社または KDDI 等の顧客向けに提供されるガスの供給及びガス料金の KDDI 等による立替払い等のサービスをいいます。以下「ガスサービス」といいます。）の契約者（以下「ガスサービス契約者」といいます。）に適用します。ガスサービス契約者が、ガスサービスに加え、au でんきサービス（au でんき約款に基づき、当社または KDDI 等の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）またはでんきサービス（でんき約款に基づき、当社または KDDI 等の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）もご利用の場合に、当社が、本規約に定めるところに従い、<b>割引</b>（以下「本割引」といいます。）を適用することをその内容とします。</p>
<p>第3条（申込み）  お客様がガスサービスの申込みを行った際に、同時に、本規約に承諾の上、<b>本ポイントの提供</b>を受けるための契約（以下「本件契約」といいます。）に申込みを行ったものとします。</p>	<p>第3条（申込み）  お客様がガスサービスの申込みを行った際に、同時に、本規約に承諾の上、<b>本割引の適用</b>を受けるための契約（以下「本件契約」といいます。）に申込みを行ったものとします。</p>
<p>第5条（本ポイントの付与）  当社は、前条に従って本件契約が成立しており、かつ当社が<b>本ポイントを付与する日の属する月</b></p>	<p>第5条（本割引の適用）  当社は、前条に従って本件契約が成立しており、かつ当社が<b>本割引を適用する月の前月 21 日</b></p>

の前月の末日において、当社との間で本契約を締結した者（以下「本件契約者」といいます。）のガスサービスと au でんきサービスまたはでんきサービスに関する料金その他の債務が一括して請求される状態となっている場合には、次の各項の定めに従い本ポイントを付与します。

2 当社は、au サービス（KDDI 等の提供する au（5G）通信サービス及び au（LTE）通信サービスをいいます。）、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo1.0 通信サービス、au でんきサービスまたはでんきサービスの利用に係る契約（ガスサービスの申込みを行った際に、ガスサービスに関する料金の請求先として当社が指定した契約に限ります。）と紐づけて管理されている au ID（KDDI が別に定める ID 利用規約に基づき付与するものをいいます。以下同じとします。）に、ガスサービスに関する料金の算定期間ごとに本ポイント 102 ポイントを付与します。

3 前項の定めにかかわらず、2019 年 6 月以前に本施策に従って本ポイントの付与を受けた au ID が、前項で定める au ID と異なる場合は、2019 年 7 月以降も、2019 年 6 月以前の最後に本施策に従って本ポイントの付与を受けた au ID に本ポイントの付与を行います。

4 本件契約者が前二項で定める au ID（以下「付与対象 au ID」といいます。）の変更を希望する場合、当社が別に定める方法で当社に申し出るものとします。当社は、当該申出を承諾して付与対象 au ID を変更した場合、当該変更日の翌日から、当該変更後の付与対象 au ID への本ポイントの付与を実施するものとします。ただし、毎月 26 日以降に付与対象 au ID の変更がなされた場合、当社は、当該変更日の翌月から、当該変更後の付与対象 au ID への本ポイントの付与を実施するものとします。なお、2019 年 10 月末日までに付与対象 au ID の変更がなされた場合、当社は、同年 11 月 1 日以降、当該変更後の付与対象 au ID への本ポイントの付与を実施するものとします。

5 前三項で定める au ID に対する本ポイントの付与は、原則として、当該ガスサービスに関する料金の請求月の月末までに行います。但し、ガスサービスに関する料金の算定等における特別の事情がある場合または対象契約者回線の契約者が、KDDI 等及び株式会社ロイヤリティマーケティングの定める au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に基づき、当該規約に定める ID 連携を行った場合その他の契約状況及び利用状況によっては、ガスサービスに関する料金の請求月の翌月以降に本ポイントの付与を行う場合があります。なお、本ポイントの付与時点で、付与対象

において、当社との間で本契約を締結した者（以下「本件契約者」といいます。）のガスサービスと au でんきサービスまたはでんきサービスに関する料金その他の債務が一括して請求される状態となっている場合には、当月のガス料金に相当する金額から 102 円（税込）を差し引きます。

ただし、当月のガス料金に相当する金額が 102 円（税込）を下回る場合は、当月のガス料金に相当する金額と同額を差し引くものとします。

<p>au ID が有効でない場合は、当社は、本ポイントを付与しないものとし、当該付与に係る当社の債務は消滅するものとします。</p>	
<p><b>第6条 (本ポイントの減算等)</b></p> <p>当社は、本件契約者が、ガスサービスに基づき KDDI 等が請求する金額又は当社もしくは KDDI 等のサービスその他のサービスに係る料金の全部又は一部を支払わなかった場合、既に付与した本ポイント数に相当するポイントを減算することができるものとします。</p>	<p><b>第6条 (本割引の請求等)</b></p> <p>当社は、本件契約者が、ガスサービスに基づき KDDI 等が請求する金額又は当社もしくは KDDI 等のサービスその他のサービスに係る料金の全部又は一部を支払わなかった場合、既に適用した本割引に相当する金額を請求することができるものとします。</p>
<p><b>附則</b></p> <p>1. 実施期日</p> <p>本規約は、<b>2022年12月1日</b>から実施します。</p>	<p><b>附則</b></p> <p>1. 実施期日</p> <p>本規約は、<b>2024年12月1日</b>から実施します。</p> <p><b>2. ポイント付与に関する経過措置</b></p> <p>サービス内容変更に伴う経過措置として、<b>2024年12月～2025年4月</b>請求分において、ガス料金に相当する金額が 102 円（税込）を下回る場合は、次の各項の定めに従い、請求月の翌月末までに 102 円（税込）とガス料金に相当する金額の差額と同額の Ponta ポイント（以下「補填ポイント」といいます。）を付与します。</p> <p>(1) 当社は、au サービス（KDDI 等の提供する au (5G) 通信サービス及び au (LTE) 通信サービスをいいます。）、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo1.0 通信サービス、au でんきサービスまたはでんきサービスの利用に係る契約（ガスサービスの申込みを行った際に、ガスサービスに関する料金の請求先として当社が指定した契約に限ります。）と紐づけて管理されている au ID（KDDI が別に定める ID 利用規約に基づき付与するものをいいます。以下同じとします。）に、補填ポイントを付与します。</p> <p>(2) 本件契約者が前項で定める au ID（以下「付与対象 au ID」といいます。）の変更を希望する場合、当社が別に定める方法で当社に申し出るものとします。当社は、当該申出を承諾して付与対象 au ID を変更した場合、当該変更日の翌日以降に、当該変更後の付与対象 au ID への補填ポイントの付与を実施するものとします。</p>